岐阜市立女子短期大学科目等履修生規程

制定　昭和54年 4月 1日
改正　令和 5年 3月22日　令和8年11月11日

（趣旨）

第1条　この規程は、岐阜市立女子短期大学学則（以下「学則」という。）第49条第3項の規定に基づき科目等履修生について必要な事項を定めるものとする。

（入学の時期）

第2条　科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

（入学資格及び履修可能科目）

第3条　科目等履修生として本学に入学できる者は、本学学則第10条の規定を適用する。

2　履修可能科目は、本学で開講している授業科目（ただし、学外の実習科目を除く）のうち、学長が認めた科目とする。

（入学の出願）

第4条　科目等履修生として入学を希望する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、次に掲げる書類に入学検定料を添え、学長に提出しなければならない。

(1)　科目等履修生入学願書（様式1号）
(2)　履歴書（様式2号）
(3)　健康問診票（様式3号）
(4)　最終学歴校の卒業（修了）証明書
(5)　本務先がある場合は、所属機関長の承諾書
(6)　外国籍の志願者の場合は、国籍・地域、在留資格及び在留期間の記載のある住民票
(7)　その他学長が必要と認める書類

（選考）

第5条　前条の入学志願者に対する選考は、履修を志願する授業科目担当教員が書類審査等により行い、その審査等の結果に基づき学長が教授会に諮り決定する。

（入学料の納付）

第6条　前条の選考の結果に基づき入学許可の通知を受けた者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。入学料を納付しない場合は、入学許可を取り消すものとする。

（履修期間）

第7条　科目等履修生の1授業科目の履修期間は、1年又は1学期（前期又は後期）とする。ただし、授業科目により特別な履修期間が定められている場合は、当該期間とする。

（単位の認定）

第8条　科目等履修生が履修した授業科目については、試験その他の方法により判定した成績に基づき単位を認定する。

（諸証明書）

第9条　科目等履修生の単位、在学期間等については、本人の請求により所定の証明書を交付する。

2　本学の健康栄養学科を卒業した者で、科目等履修生の単位を加算することにより、栄養士課程に必要な単位を満たした者には、栄養士課程履修証明書を交付する。

（授業料等）

第10条　科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。
2　前項に規定するもののほか、履修に要する特別の費用は、科目等履修生の負担とする。
（入学検定料等の額）
第11条　入学検定料、入学料及び授業料の額は、岐阜市立学校授業料徴収条例（昭和47年岐阜市条例第23号）の定めるところによる。
（退学）
第12条　科目等履修生が退学しようとするときは、その事由を付して願い出なければならない。
（除籍）
第13条　学長は、疾病その他の事由により成業の見込がないと認められる者については、教授会の議を経て、除籍することができる。
（諸規則の遵守）
第14条　科目等履修生は、岐阜市立女子短期大学の諸規則を守らなければならない。
（雑則）
第15条　この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規程は、昭和54年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成元年10月20日から施行する。
附　則
この規程は、平成3年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成6年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成9年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成11年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成13年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成15年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成17年4月1日から施行する。
附　則

この規程は、平成17年5月25日から施行する。

附　則

この規程は、平成19年11月28日から施行する。

附　則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年12月27日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学を卒業した者及び在学する者にかかる学科については、改正後の第9条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和8年11月11日から施行する。

（様式３号）

健　康　問　診　票

この問診票の提出は、本学の授業を受けていただくにあたり、本学学生が受診するレントゲン検査の代わりに、科目等履修生、聴講生、研究生を希望者される方を対象に、健康状態を確認させていただくために求めています。なお、この結果に基づき、さらに詳しい聞き取り調査を行った上で、場合によっては医師の診断書を求めることがあります。

岐阜市立女子短期大学学長

記入日　　年　　月　　日

氏　名

質　問　項　目	どちらかに○印を付けて下さい。	
ここ２週間以上「せき」が続いていますか。	はい	いいえ
「はい」と答えた方のみ以下の２つの質問にお答え下さい		
「せき」が続いていることで医療機関において、治療や検査を受けていますか。	はい	いいえ
ぜんそく、ぜんそく性気管支炎などと診断されていますか。	はい	いいえ

事務担当者